

新旧対照表

浦安市自転車駐車場の整備及び自転車の放置防止に関する条例施行規則（昭和61年規則第2号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p><u>（放置整理区域外における放置自転車に対する措置）</u></p> <p><b>第19条の2</b> <u>条例第37条第2項に規定する必要な措置として、市長は、当該自転車の利用者に対し、あらかじめ定められた場所に移送する旨の警告をすることができる。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定による警告をしたにもかかわらず、当該自転車が警告をした日から起算して7日間経過してもなお放置されている場合は、当該自転車をあらかじめ定められた場所に移送し、保管することができる。</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、緊急やむを得ないと認めるときは、警告期間を短縮すること、又は警告なく即時に移送し、保管することができる。</u></p> <p><u>4 市長は、前2項の規定による移送を行う際に、防護柵、電柱その他の工作物に鎖等により自転車が結び付けられている場合において、当該鎖等を切断しなければ当該自転車を移送することができないと認められるときは、当該鎖等を切断することができる。</u></p> <p><u>（自転車の保管）</u></p> <p><b>第21条</b> <u>市長は、条例第16条第4項及び第37条第1項並びに第19条の2第2項及び第3項の規定により保管した自転車の所有者が明らかでないとき、又は当該自転車を引き取る者がいないときは、条例第38条第1項の規定による告示の日から起算して30日間保管するものとする。</u></p> <p><u>（自転車の返還）</u></p> <p><b>第23条</b> <u>条例第16条第4項及び第37条第1項並びに第19条の2第2項及び第3項の規定により保管した自転車の所有者が当該自転車の返還を受けようとするときは、浦安市保管自転車返還申請書（別記第18号様式）を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><b>附 則</b>  <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p><u>（自転車の保管）</u></p> <p><b>第21条</b> 市長は、条例第16条第4項及び第37条第1項の規定により保管した自転車の所有者が明らかでないとき、又は当該自転車を引き取る者がいないときは、条例第38条第1項の規定による告示の日から起算して30日間保管するものとする。</p> <p><u>（自転車の返還）</u></p> <p><b>第23条</b> 条例第16条第4項及び第37条第1項の規定により保管した自転車の所有者が当該自転車の返還を受けようとするときは、浦安市保管自転車返還申請書（別記第18号様式）を市長に提出しなければならない。</p>